

広島県地域医療介護総合確保事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 医療介護総合確保促進法第4条に基づく広島県計画（以下「県計画」という。）に定める事業について、交付対象者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政初0912第5号厚生労働省医政局長通知、老発0912第1号厚生労働省老健局長通知及び保発0912第2号厚生労働省保険局長通知。以下、「管理運営要領」という）及び広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、県計画に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進することを目的とする。

(交付先)

第3条 この補助金は、県計画で定められた事業を実施する事業者に対し、その申請に基づき交付する。ただし、次のいずれかに該当する者は、第6条の申請をすることができない。

- (1) 暴力団員等（広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- (2) 暴力団（広島県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(交付の対象)

第4条 この補助金の交付対象は、広島県地域医療介護総合確保事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき実施する事業のうち、別表第2欄に定める事業とする。

(交付の額)

第5条 この補助金の交付額は、別表第2欄に定める事業ごとに、総事業費から寄付金その他の収入を控除した額と同表第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の実支出額を比較していずれか少ない方の額と同表第5欄に定める補助率を乗じて得た額と、同表第4欄に定める基準額を比較していずれか少ない額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 この補助金の交付申請は、規則第3条の規定により、補助金交付申請書（別記様式第1号）に別表第6欄に掲げる添付書類を付して、毎年度知事が別に定める日までに提出するものとする。

(交付の条件)

第7条 県の助成により事業者が補助事業を実施する場合

県が、事業者が実施する補助事業に対して、この補助金を財源の全部又は一部として交付する場合

合には、事業者に対し次の条件が付されるものとする。ただし、第2項に定める場合は除く。

- (1) 補助事業を実施するために必要な調達を行う場合は、一般競争入札に付するなど県又は市町が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (2) 補助金の交付を決定する場合において、次のものを変更する場合には、事業計画変更申請書（別記様式第2号）により知事の承認を受けなければならない。ただし、別表第1欄に定める区分間の経費の配分の変更は承認しないものとする
 - ア 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）
 - イ 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）
 - ウ 施設整備に係る補助においては、建物の設置場所、規模、構造又は用途（機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第3号）により知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業完了後は、指定期日までに知事の完了検査等を受けなければならない。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械、器具及びその他財産については、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、事業者が規則第5条第2項の規定による条件に基づき補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」で定める耐用年数（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）を経過した場合は、この限りでない。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (9) 補助事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

ア 事業者が地方公共団体（一部事務組合を含む）の場合

補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書（別記様式第4号）を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前述の保管期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号に規定する期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

イ 事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認

を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前述の保管期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号に規定する期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

また、証拠書類等の保管期間が満了する前に事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなくてはならない。

- (10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）に速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記様式第5号）により速やかに知事に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付しなければならない。
- (12) 交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、毎年度知事が別に定める日までに、その超える部分について県に納付しなければならない。
- (13) 補助事業を行う者が(1)から(12)までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

2 市町等の助成により事業者が補助事業を実施する場合

県が、市町等の助成により事業者が実施する補助事業に対して、この補助金を財源の全部又は一部として交付する場合には、市町等に対し次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。ただし、別表第1欄に定める区分間の経費の配分の変更は承認しないものとする。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第3号）により知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書（別記様式第4号）を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前述の保管期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号に規定する期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (5) 市町等が、事業者が実施する事業（以下「間接補助事業」という。）に対して、県からのこの補助金を財源の全部又は一部として交付する場合には、事業者に対し次の条件が付されるものとする

る。

ア 間接補助事業を実施するために必要な調達を行う場合は、一般競争入札に付するなど市町等が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

イ 間接補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町等の長の承認を受けなければならない。ただし、別表第 1 欄に定める区分間の経費の配分の変更は承認しないものとする。

ウ 間接補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市町等の長の承認を受けなければならない。

エ 間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は間接補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市町等の長に報告し、その指示を受けなければならない。

オ 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前述の保管期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号に規定する期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

また、証拠書類等の保管期間が満了する前に事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利を承継する者がいない場合は市町等の長）に当該証拠書類等を引き継がなくてはならない。

カ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が 30 万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市町等の長の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

キ 市町等の長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町等に納付させることがある。

ク 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、間接補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ケ 間接補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

コ 間接補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）に速やかに、遅くとも間接補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記様式第 5 号）により速やかに市町等の長に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町等に納付しなければならない。

サ 交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、毎年度市町等の長が別に定める日までに、その超える部分について市町等に納付し

なければならない

シ 間接補助事業を行う者がアからサまでにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市町等に納付させることがある。

(6) (5) により付した条件に基づき、市町等の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(7) (5) のキにより事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(8) (5) のコにより事業者からこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(9) (5) のサにより事業者から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

3 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。

4 その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、知事の求めに応じ、この補助事業の遂行状況について、事業実施状況報告書（別記様式第6号）により知事に報告するものとする。

(実績報告)

第9条 この補助金の実績報告は、規則第12条の規定により、事業実績報告書（別記様式第7号）に別表第7欄に掲げる添付書類を付して、補助事業完了の日から起算して1か月を経過した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度4月10日までのいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

(交付の方法)

第10条 この補助金の交付は、精算払とする。ただし、規則第16条の規定により知事が必要と認めたときは、概算払とすることができる。

2 補助金の概算払を受けようとする者は、知事が別に定める提出期限までに概算払請求書（別記様式第8号）を提出しなければならない。

3 概算払を受けた者は、その金額確定後10日以内に、概算払精算書（別記様式第9号）を知事に提出しなければならない。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、この補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月8日から施行し、平成26年12月17日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 3 日から施行し、平成 27 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 9 日から施行し、平成 28 年 7 月 26 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 7 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 10 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 24 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 11 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 17 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 4 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 11 月 8 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 22 日から施行し、令和 5 年 3 月 17 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 11 月 30 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 15 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 31 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 9 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 22 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表

1	2	3	4	5	6	7
区分	事業名	補助対象経費	基準額	補助率	交付申請時提出書類	実績報告時提出書類
1	地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業					
(1)	病床機能分化・連携促進基盤整備事業					
	回復期病床への転換に係る事業	地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料を含む。）、回復期リハビリテーション病棟入院料又は地域包括医療病棟入院料を算定する回復期病棟（室）を整備することに伴う次の経費 (1) 病棟（室）を整備するために必要な新築・増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費。ただし、次に掲げる費用を除く (ア) 土地の取得又は整地に要する費用 (イ) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設備に要する費用 (ウ) 設計その他工事に伴う事務に要する費用 (エ) 既存建物の買収に要する費用 (オ) その他の整備費として適当と認められない費用 (2) 病棟(室)を整備するために必要な医療機器等の備品購入費（1品当たり100千円以上のものに限る。）	次により算出した額に同表第5欄に定める補助率を乗じて得た額 (1) 施設整備 ・新築・増改築 6,115 千円×整備病床数 ・改修 4,270 千円×整備病床数 (2) 設備整備 10,800 千円/1 施設	1/2	交付申請書： 別記様式第 1-1 号 添付書類： (1) 所要額調書（別紙 1-1） (2) 実施計画書（別紙 2-1、2-2、2-3、2-3-1） (3) 収支予算書（市町等の場合は歳入歳出予算書） (4) その他参考資料 ※提出部数は各 1 部	実績報告書： 別記様式第 7-1 号 添付書類： (1) 精算額調書（別紙 1-1） (2) 実績報告書（別紙 2-1、2-2、2-3、2-3-1） (3) 収支決算書（市町等の場合は歳入歳出決算書） (4) その他参考資料 ※提出部数は各 1 部
	医療機関の事業縮小に係る事業	各圏域において過剰とされる病床を削減することに伴う次の経費 (1) 不要となる病棟（室）を他の用途へ変更（機能転換以外）するために必要な改修に要する工事費又は工事請負費。ただし、次に掲げる費用を除く。 (ア) 土地の取得又は整地に要する費用 (イ) 門、柵、塀及び造園工事並びに	次により算出した額に同表第5欄に定める補助率を乗じて得た額 (1) 施設整備 4,270 千円×削減病床数 (2) 施設等処分 ・建物 2,320 千円×削減病床数	1/2	同上	同上

		通路敷設備に要する費用 (ウ) 設計その他工事に伴う事務に要する費用 (エ) 既存建物の買収に要する費用 (オ) その他の整備費として適当と認められない費用 (2) 不要となる建物・医療機器の処分 (廃棄、解体又は売却)に係る損失 (固定資産除却損・固定資産廃棄損 (解体費用、処分費用)・固定資産売却損 (売却収入を含む)) (財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る)ただし、広島県地域医療構想公示日まで取得(契約)したもの限り対象とする。 (3) 退職する職員の早期退職制度(法人等の就業規則等で定めたものに限る)の活用により上積みされた退職金の割増相当額	・機器 5,400 千円/1 施設 (3) 人件費 6,000 千円/対象職員数			
	複数医療機関間の連携による病床再編事業	複数医療機関間の再編計画に基づき実施する病床再編事業のうち、次の経費 (1) 機能分化・連携に資する病棟(室)等を整備するために必要な増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費。ただし、次に掲げる費用を除く (ア) 土地の取得又は整地に要する費用 (イ) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設備に要する費用 (ウ) 設計その他工事に伴う事務に要する費用 (エ) 既存建物の買収に要する費用 (オ) その他の整備費として適当と認められない費用 なお、(2)との併用はできないものとする。 (2) 再編後の地域の医療提供体制を維持するために必要な施設の新築・増改築及び改修に要する工事費又は工	次により算出した額に同表第5欄に定める補助率を乗じて得た額 (1) 病棟(室)等の施設整備 ・新築・増改築 6,115 千円×整備病床数 ・改修 4,270 千円×整備病床数 (2) 病床を含まない施設整備 ・新築・増改築 6,115 千円×削減病床数 ・改修 4,270 千円×削減病床数 (3) 設備整備 10,800 千円/1 施設	1/2 (3/4)	同上	同上

		事請負費。ただし、次に掲げる費用を除く (ア) 土地の取得又は整地に要する費用 (イ) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設備に要する費用 (ウ) 設計その他工事に伴う事務に要する費用 (エ) 既存建物の買収に要する費用 (オ) その他の整備費として適当と認められない費用 なお、(1)との併用はできないものとする。 (3) 機能分化・連携に資する病棟（室）等を整備するために必要な医療機器等の備品購入費（1品当たり100千円以上のものに限る。） (4) 病床再編に伴い不要となる建物・医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（固定資産除却損・固定資産廃棄損・固定資産売却損（売却収入を含む））（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る）及び不要となる医療機器の移転に要する経費。ただし、広島県地域医療構想公示日までに取得（契約）したものに限り対象とする。 (5) 退職する職員の早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額 (6) 新たに雇用契約を締結する職員（再編計画が複数医療機関で合意された時点で開設者の異なる医療機関において再編を行う場合の再編医療機関間の職員異動に限る。）の現給保障に要する経費のうち、名称に関わらず次の性質を有する給与 (ア) 基本給 (イ) 賞与	(4) 施設等処分 ・建物 2,320千円×削減病床数 ・機器 10,800千円/1施設 (5) 人件費（退職金の割増相当額） 6,000千円/対象職員数 (6) 人件費（現給保障） 6,000千円/対象職員数 （補助期間の上限は雇用契約締結後3年間とする）			
--	--	---	--	--	--	--

		(ウ) 技能手当 (エ) 管理職手当 (オ) 通勤手当 (カ) 住居手当 (キ) 扶養手当 (ク) その他県が認めるもの ただし、給与は、法人等の就業規則等で定めたものを対象とし、名称に関わらず時間外手当の性質を有するもの及び法定福利費を除く				
--	--	---	--	--	--	--

(注) 病床機能分化・連携促進基盤整備事業のうち複数医療機関間の連携による病床再編事業の補助率の欄において()内に示した補助率は、令和8年3月31日までに厚生労働省が選定する重点支援区域（令和2年1月10日付け医政地発0110第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知に基づき厚生労働大臣が選定する地域をいう。）に選定された場合又は再編統合を行う複数の医療機関の再編統合前の病床合計数が400床以上である計画若しくは再編統合を行う複数の医療機関の中に、特定機能病院若しくは地域医療支援病院が含まれる計画であって、次に掲げる事項のいずれにも該当する場合に適用する。

- (1) 再編計画が複数医療機関で合意された時点で開設者の異なる医療機関において、再編が行われる場合であること
- (2) 複数医療機関が合意した再編計画に含まれている医療機関の間で、再編統合後に職員の受入れがなされること
- (3) 医療機関が所在する圏域の地域医療構想調整会議及び県単位の地域医療構想調整会議において合意を得ること
- (4) 再編計画が、令和8年3月31日までに事業を実施する施設が所在する圏域の「地域医療構想調整会議」において確認されていること